

日本学会の存在意義を考える

2020年12月19日

浅倉むつ子

私と学術会議

私の会員経験—第19期（2003年10月～）から第22期（～2014年9月）まで通算11年間

- ▶ 第1期（1949年～ ） 設置 選挙制
- ▶ 第12期（1981年～ ） 1983年日本学術会議法改正 学協会推薦制
- ▶ 第19期（2003年～05年） 2004年日本学術会議法改正 改革の議論
- ▶ 第20期（2005年～08年） 新たな出発 Co-potation 科学者の行動規範
- ▶ 第21期（2008年～11年） 日本の展望2010 東日本大震災
- ▶ 第22期（2011年～14年） 科学者の行動規範（改訂版）
- ▶ 第23期（2015年～17年）、第24期（2017年～20年） 連携会員として

日本学術会議とは

■ 目的

- ▶ 我が国の科学者の内外に対する代表機関 科学の向上発達を図り、行政、産業および国民生活に科学を反映浸透させること（日本学術会議法2条）

■ 職務と権限

- ▶ 独立して以下の職務を行う。①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る。②科学に関する研究連絡を図り、その能率を向上させる（法3条）
- ▶ そのために政府への勧告権をもつ（法5条）

■ 1983年と2004年に改革。しかし目的、職務、権限は変わらず

2004年の改革とは何か

■ 改革の手続

2003年総合科学技術会議「日本学術会議のあり方について」
第17期～第19期 学術会議自身の自己改革審議

■ 選考方法

公選制（1949年）→学会推薦制（1983年）→Co-optation方式へ
（2004年）

実現された多様性

■ 組織構成

定年制・任期制、3部構成、連携会員制

日本学術会議の政策提言活動

記憶に残っている提言活動として

- 2006年10月 声明：科学者の行動規範について
- 2010年4月 提言：日本の展望2010
- 2011年3月に発生した東日本大震災に関わる提言活動
- 2010年以降 回答：大学教育の分野別質保証のあり方について
- 2012年9月 回答：高レベル放射性廃棄物の処分について
- ジェンダー視点からの数多くの提言

なぜ任命拒否か

- 2017年3月 軍事的安全保障研究に関する声明
 - 学術研究に必要な自主性・自律性・公開性
 - 防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度に対しては、大学等研究機関が、技術的・倫理的に審査する制度を設けるべき
- 批判その1 大学に判断を丸投げしているのではないか
 - 詳細なガイドラインは学術会議の越権行為
- 批判その2 軍事研究も学問の自由ではないか
 - 自衛概念をどこまでにするのかは学術会議が確定できず

自民党の提言（2020年12月9日）

- 政策提言機能の強化のために組織をどうすべきかという観点がないまま、「すみやかに…独立させ」るべき（案）→「独立した法人格とし財政基盤支援スキームを確立するための基本方針をすみやかに決定すべき」。
- 2004年改革時 各種法人化の道を検討するも、「いずれも学術会議とは機能も基礎も異なる」として、独立を条件に国家財政の中にその財政的基盤をおく状況が唯一の可能性である、とした。
- 2015年内閣府有識者会議 日本学術会議は、政府から独立性を保ちつつ、その見解が、政府や社会から一定の重みをもって受け取られる位置づけが望ましい。学術会議が安定的な運営を行うには、国の予算措置により財政基盤が確保されることが必要。現在の制度は学術会議に期待される機能にてらしてふさわしく、これを変える積極的な理由は見出しにくい。

学術の役割とは

- 科学者の社会的責任 – 学問の自由が保障されているがゆえに自律的行為の責任がある
- 科学者と政治の適切な関係 – 国の機関でありながら政府に科学的助言を果たすため
- 科学者と市民 – 学問の自由はすべての市民が共有

幹事会「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（中間報告）」（1）2020年12月16日

- ▶ 日本学術会議の役割－①重要課題について、学術分野横断的な審議により提案や見解を対外的に発信。②日本の科学者の代表機関として、科学的見地から自ら課題設定して提言。
- ▶ 不断の見直しと改善が必要と認識。
- 1. 科学的助言機能の強化－科学的助言の課題設定に関わる調整・調査機能を備えた企画部・総合企画調査室（仮称）の設置、学術調査員増員、スタッフ機能の充実
- 2. 対話を通じた情報発信力の強化－広報担当部署の強化
- 3. 会員選考プロセスの透明化の向上－コ・オペレーション方式を維持しつつ、選考委員会の透明性向上、所属組織の多様性充実を。
- 4. 国際活動の強化－国民・社会への広報・発信、海外に向けた情報発信の強化
- 5. 事務局機能の強化－専門性をもった事務局人材の強化、学術調査員の拡充

幹事会「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（中間報告）」（2）2020年12月16日

6. 日本学術会議の設置形態

- 設置形態を検討する際の5つの観点—①各国アカデミーの歴史的・社会的・制度的条件への配慮、②見直しを行うには、法改正を要請する立法事実の明確化が必要、③ナショナル・アカデミーとして備えるべき5要件の充足が前提。国を代表する機関としての地位、そのための公的資格、安定した財政基盤、政府からの独立、選考の自主性・独立性、④「意見の表出」権限の適切な維持、⑤広く社会に貢献するのにふさわしい設置形態を考えることは意義がある。
- 国の機関としての設置形態—現行の設置形態は、上記の5要件を満たしている。ただし、現在の形態は、行政への勧告・提言機能はあるが、立法や司法への科学的助言機能がそなわっていない。
- 国の機関以外の設置形態—独立行政法人、独自法に基づく法人、特殊法人、公益法人などがあるが、いずれも上記5要件を満たす制度設計が可能かどうか論点。